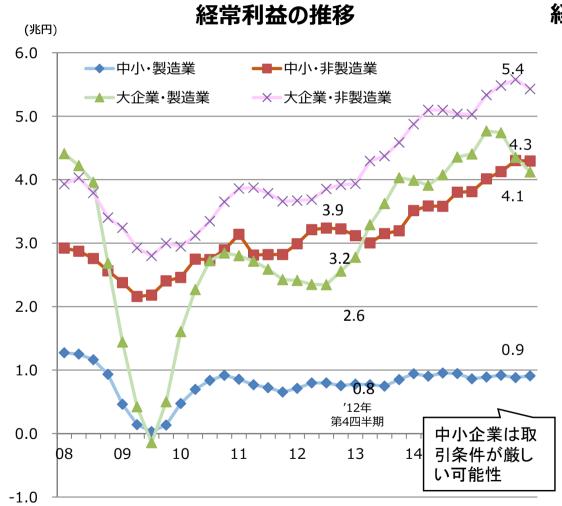
素形材産業の取引適正化に向けた 取組について

平成29年経済産業省素形材産業室

1. 「経済の好循環」実現のためには中小企業の取引条件改善が重要

● 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも中小製造業は低迷。



資料:財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とす

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について(抜粋)

(平成26年12月16日)

- ○経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格 転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。
- ○平成26年12月16日付本取りまとめ(「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」)については、**継続 的にフォローアップ**を行っていくこととする。

安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)

(第190回国会、平成28年1月22日)

- ○「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと 限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- ○<u>原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条</u> <u>件の改善に官民で取り組み</u>ながら、最低賃金について も、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

2. 取引条件改善のための関係府省等連絡会議の設置

● 総理官邸に「関係府省等連絡会議」を設置した。 (平成27年12月~)

「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」

○構成メンバー

	27年12月~28年7月	28年8月~
議長	世耕 弘成 内閣官房副長官 (当時)	野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理	高鳥 修一 内閣府副大臣 (当時)	越智 隆雄 内閣府副大臣
鈴木 淳司 経済産業副大臣 (当時) 松村 祥史 経済産業副大臣		松村 祥史 経済産業副大臣
	とかしき なおみ 厚生労働副大臣 (当時) 橋本 岳 厚生労働副大臣	
	宮内 秀樹 国土交通大臣政務官 (当時)	根本 幸典 国土交通大臣政務官
副議長	副 議 長 内閣総理大臣補佐官(政策企画担当)、内閣官房副長官補	
主査	内閣府政策統括官(経済財政運営担当)、中小企業庁長官	
構成員	構成員 公正取引委員会事務総長、警察庁生活安全局長、総務省情報流通行政局長、 財務省国税庁次長、厚生労働省労働基準局長、農林水産省食料産業局長、 国土交通省総合政策局長、環境省総合環境政策局長	

【参考】下請代金支払遅延等防止法の対象範囲のイメージ

< すべての B to B 取引 >

スペック指定のない 既製品・サービスの購入

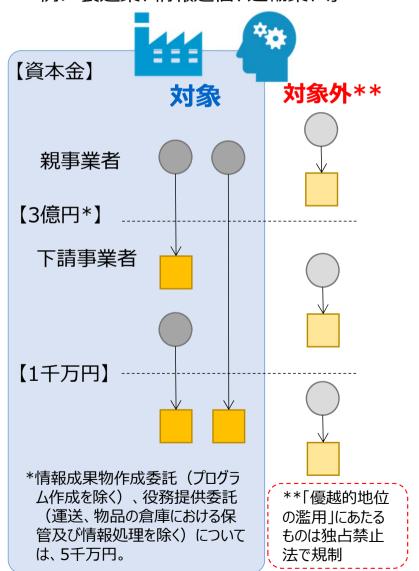
例. 小売業、運輸業(荷主とトラック業者)、宿泊・飲食、等



「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

事業として行う活動の「委託」

例. 製造業、情報通信、運輸業、等



うち 「建設工事」



下請法の 対象外

建設業法で規制

自社で使うための 「委託」

例. 自社向け会計ソフト 開発(自家使用)試 作品開発(商品でない もの)、等

下請法の対象外

「優越的地位の濫用」 にあたるものは独占禁 止法で規制

3. 取引条件改善のための調査の実施

- 大企業及び中小企業への大規模調査、下請等中小企業ヒアリングを実施した。
- <企業に対する下請取引等の実態調査(平成27年12月~平成28年3月)>
- ①大企業1万5千社以上に対する書面調査
 - ⇒政労使合意を「知っている」は42.2%、「知らない」が57.8%
 - ⇒利益増加分の使途としては「設備投資」44.2%、「現預金増」32.2%、「従業員の 賃上げ」が31.2%で、「取引条件改善」はわずか3.1% (上位3つまでを選択回答)

②中小企業1万社程度に対するWEB調査

- ⇒原材料・エネルギーコストの価格転嫁 「必要」36.6% このうち「転嫁できなかった | 30.2%
- ⇒取引単価引き上げにより**収益が改善した場合、「従業員の賃金を引き上げる」71.6%**
- ③下請等中小企業へのヒアリング及びアンケート調査
 - ⇒このうち、経済産業省関係では、2~3月で200社程度の下請等中小企業を訪問 し、ヒアリング調査を実施

「合理的な説明のない原価低減要請を受ける!」

「金型を廃棄させてもらえず、保管費用も負担してくれない!」

「手形での支払が多い!」

4. 下請等中小企業へのヒアリング①

● 下請中小企業のヒアリングにおいて、以下のような声が数多く聞こえてきた。

I. 価格関係

- ① 品質は当たり前に高いモノが要求される中、ひたすら厳しい値下げ要請ばかりが来る。<u>自分</u> <u>達が苦しいときは「もっと下げて」と言われ、好調な時も「量を出すのでもっと下げて」と言われ</u> る。値下げの話ばかりだ。
- ② <u>円高を理由に協力を求められ価格を下げたが、円安になったのに還元はない。それどころか、</u> 毎年毎年、さらに定期的に原価低減の要請がくる。<u>量産終了後の補給品もボリュームが全</u> く違うのに、<u>量産時と同じ取引単価だ</u>。
- ③ 親事業者・大企業は「史上最高益!」とか業績好調であるが、自分達にはひたすら厳しい値下げ要請ばかり。設備投資や技術開発はもとより、賃上げもままならない。
- ④ 光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。半期に一度の価格見直しがあり、文書ではなく口頭で目標値を言われる。回答はこちらから社印を押して提出しているのであたかも「合意」のようになっている。

4. 下請等中小企業へのヒアリング②

Ⅱ. コストのしわ寄せ

- ① 工場の建屋内や屋外の相当部分が金型の保管スペースとなっており、ラックに入りきらずに 野ざらしになっているものも多数ある。親事業者に廃棄や返却、保管料負担の話しをする が、「待って欲しい」と言われているだけで何も対応してもらえない。
- ② 金型の製造やメッキ等を<u>同業他社の中小企業に委託しているが、支払いは全て現金</u>。 しかし、製品を納めた後、<u>大企業からは長期手形(120日)による支払い</u>を受け、<u>いつも</u> 資金繰りに苦慮している。
- ③ 手形は本当にやめて欲しい。実際に代金を受け取るまで3~4ヶ月では資金繰りが厳しくなる。支払の受取は7割が手形であるが、うちから下請には手形を振り出していない。

Ⅲ. 不合理な行為

- ① <u>増産の依頼があり、数千万円程度の投資</u>したが、<u>その後、発注がなくなった</u>。契約上、類似品の加工は不可という制約がついており、事実上、専用ラインのため、困っている。
- ② 他では精度が出ない加工部品について<u>懇願されて試作・製造を引き受け</u>たが、その後、 当該部品の<u>中国での低価格での量産</u>が試みられ、これが上手くいかないと「<u>製造方法を</u> <u>開示して欲しい</u>」と言われた。

5. 取引条件改善に向けた大企業へのヒアリング

- 産業界に対する大規模な調査や下請等中小企業ヒアリングの結果を踏まえて、課題の 見られる業種の大企業に対し、調達方針や取引適正化の取組についてヒアリングを実 施。
- 以後、その他業種の下請等中小企業ヒアリングを継続して実施しており、必要に応じて、 今後も大企業ヒアリングを実施する予定。

<大企業ヒアリングの概要>

○大企業の調達責任者等を対象として、**業所管府省、公正取引委員会、中小企業庁、 厚生労働省、国土交通省の関係府省担当官がチームを組んでヒアリング**を実施。

⇒【第一弾】(4~6月) **自動車·同部品製造業31社、建設業19社**

【第二弾】(7~8月) **製造業関係19社**

(自動車関連7社、情報通信機器7社、建機・プラント5社)

トラック運送業関係26社(運送業社16社、荷主10社)

く自動車関連産業の大企業ヒアリングで得られた結果>

	好事例	課題がある事例
①政労使合意	同合意を理解し、会社の方針に落とし込んでいる。	合意を知らなかった。
②合意を踏まえた価格見直し	一定の範囲で価格を見直した。	価格見直しをしていない。
③定期的な原価低減活動	定期的な価格引き下げ要請をとりやめた。	長期の原価低減を約束させられる (特に海外メーカー)。
④原価低減の合理性等	合理的な手法を検討し、成果を下請事 業者とシェアしている。	一律の価格引き下げと受け止めら れる懸念の要請を行った。
⑤下請ガイドライン	社内だけでなく、サプライチェーン全体への浸透に努めている。	対応した社内マニュアルがない。周 知が不十分。
⑥金型	<u>仕組みを作り、廃却、保管費負担等をし</u> ている。	<u>廃却ルールが明確ではない。</u>
⑦支払条件	全額又は大部分を現金で支払い。	手形や売掛を多用している。
⑧労働条件	取引先の賃金引き上げにも関心を持ち、 配慮している。	労務費の転嫁には、客観的指標が ないなど課題がある。
⑨コンプライアンス	法令順守体制があり、取引先への周知も工夫。	相談窓口はあるが、取引先への周知は十分ではない。
⑩サプライチェーン全体の取組	直接取引先ではない、ティア2以降の企 業を含め、適正化を働きかけている。	サプライチェーンへの取組の浸透状況は、 個社では把握しがたい。業界単位 での対応も重要。

6. 取引条件改善に向けた与党の提言と政府の方針決定①

● 取引条件をめぐる政府の取組に対し、与党からも提言をいただいた。

与党の提言

● 自由民主党 「下請中小企業·小規模事業者対策小委員会」

(西村康稔小委員長(当時)※、宮本周司小委事務局長 (平成28年4月7日提言とりまとめ、4月12日総理申入れ)) ※平成28年9月以降、山際大志郎小委員長

● 公明党 「経済再生調査会」

(上田勇調査会長、伊藤渉事務局長 (平成28年4月20日提言とりまとめ・官房長官への申入れ))

政府の方針

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2016 (抜粋)

「政労使合意の浸透を図るとともに、大企業へのヒアリングの実施、下請法等の運用強化、 下請取引ガイドラインの充実・普及により、『良い品質』に見合った『適正な価格』を支払う取 引慣行を定着させること等を通じ、下請等中小企業の取引条件の改善を図る。」

※平成28年6月2日閣議決定 このほか、「日本再興戦略2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」にも明記

6. 取引条件改善に向けた与党の提言と政府の方針決定②

○未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)抜粋

下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった<u>手形支払や金型</u>保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、下請法の運用基準における違反事例の充実を始め、独占禁止法その他の関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。

○**安倍内閣総理大臣所信表明演説**(第192回国会、平成28年9月26日)抜粋

「経済の好循環」の成否は、全国の中小・小規模事業者の皆さんの元気にかかっています。生産性向上、販路開拓などの努力を後押しします。下請法の 運用基準を13年ぶりに抜本改訂し、下請取引の条件改善を進めます。

7. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」①

- 平成28年9月15日、経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」(通称「世耕プラン」)をとりまとめ公表した。
- 本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底していくもの。

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい 取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた 取組を図る。

3つの重点課題

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って 無償で金型の保管を押しつけ られる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率 が高い、割引コストを負担せ ざるを得ない、等

7. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」②

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用(横軸)

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価 低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取 引委員会に提案】
適正取引、付加価値向上 の促進(振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【年内改正】
下請代金の支払条件の改善(通達、振興基準見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) 【年内見直し、約50年ぶり】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。【年度内に実施】

業種別の自主行動計画の策定等(縦軸)

- (1)下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実**な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。【年度内に策定】
- (2)<u>業種別下請ガイドラインを改訂</u>し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る<u>ベストプラクティ</u> <u>スを追加</u>する。【年度内に改訂】

8. 下請代金法の運用強化(運用基準の改正)

● 昨年12月14日、公正取引委員会は「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(事務総長通達)を改正し、違反行為事例を大幅に追加。

運用基準改正のポイント

○違反行為事例の追加

(現行66事例から141事例に大幅増加)

- ▶ 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
- 中小企業庁等と共同で実施した大企業 ヒアリングで得られた情報等を元に追加

主な違反行為の追加事例

【減額】

コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、<u>店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から</u>一定額を差し引いて支払った。

【買いたたき】

親事業者は、取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

【不当な経済上の利益の提供要請】

親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

出典:公正取引委員会公表資料(「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について)より抜粋

9. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正

● 昨年12月14日、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した下請中小企業振興法「振興基準」(経済産業省告示)を改正した。

1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力(下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等)をするよう努める。

2. 原価低減要請

原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、合理性の確保に努める。

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足 や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、 その影響を十分に加味して協議する。

4. 型の保管・管理の適正化

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。

親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

5. 手形支払及び支払関係

手形通達と同様の内容(23頁参照。)

6. 下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け

業種別下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内のマニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるよう努める。

また、業界団体等は自主的な行動計画を策定し、継続的にフォローアップするよう努める。

振興基準改正の概要(前文)

● 今回、振興基準の前文を全面的に改正し、下請中小企業者が果たしている経済的、 社会的役割の重要性や、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係などに関する政 府としての考え方を明記した。

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準 (最終改正 平成28年12月14日) 前文(抜粋)

(前略) 親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなものがあり、<u>親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化努力を通じたコスト削減への不断の取組を行うことは、双方の競争力向上の観点からも必要</u>であろう。しかし、<u>競争力はコストのみで決まるものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を親事業者に提供していることに対し、親事業者は正当な評価を行うべきである。</u>

加えて、下請事業者が適正な利潤を得ることができれば、技術開発や設備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の従業員の賃上げや労働時間の短縮等の労働条件改善等による意欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、ひいては経済の好循環を通じて、親事業者自身にその利益が還元されてくることも考えられる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、総合的に、かつ、長期的な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきであろう。

(後略)

振興基準改正の概要①(取引先の生産性向上への取組)

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力をするよう努める。
- ①生産性の向上に関する課題を解消するため、下請事業者との面談、工場の訪問等に努める。
- ②課題が設計、仕様、基準等に関わる場合には関係部署やサプライチェーン全体で連携して対応する。

親事業者の協力事項

下請事業者との面談



研究会の開催



事業所や工場の訪問



協力体制の確立



課題が設計、仕様、基準、発注方式等に関わる場合には、親事業者の関係部署やサプライチェーン全体が連携して対応









下請事業者の生産性向上





振興基準改正の概要②(原価低減要請)

- 原価低減活動の結果の取引対価への反映に当たっては、親事業者と下請事業者の双方が協力して生産性改善などに取り組み、その結果、生じる**コスト削減効果を、寄与度を踏まえて価格に反映するなど、合理性の確保に努める**。
- 原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く
 要請と受け止められることがないよう努める
 ものとする。(目標数値のみを示しての要請、文書や記録を残さずに行う要請等は望ましくない事例)



振興基準改正の概要③(取引対価への労務費上昇分の影響の考慮)

- 親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じるものとする。
- 人手不足や最低賃金引き上げに伴う労務費上昇など、外的要因による労務費上昇があった場合については、その影響を十分に加味して協議した上で取引対価を決定する。







振興基準改正の概要④(型の保管・管理の適正化)

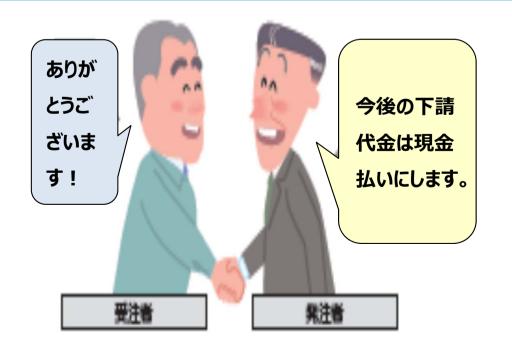
- 金型、木型などの型の保管・管理等に関して、生産に着手するまでに必要な事項を協議し合意するよう努める。また、量産期間の後の補給品や補修用の部品支給等のために型保管を求める場合にも、双方が十分に協議した上で必要事項を明確に定める。(生産予定期間、型の保守・メンテナンス・改造・改修費用等の負担、廃棄の基準や申請方法、等)
- 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が 費用を負担する。





振興基準改正の概要⑤(手形支払及び支払関係)

- 下請代金は、<u>できる限り現金で支払う</u>。
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコスト負担については、下請事業者の負担とする ことのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定する。
- 手形等の<u>サイトについては</u>、これまでのサイト(繊維業90日以内、その他業種120日 以内)は当然として、段階的に<u>短縮に努めることとし、将来的には60日以内</u>とするよう 努力する。
- 親事業者のうち大企業から率先して取り組む。サプライチェーン全体で取組を進める。





振興基準改正の概要⑥(下請適正取引推進のためのガイドラインの位置付け)

- 親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、**業種別下請ガイドラインに 定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める**。
- 業界団体等は、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、**自主的な行動計画 を策定し、その結果を継続的にフォローアップする**よう努める。 **親事業者は、こうした業 界団体の取組に、積極的に協力する**よう努める。

これまで

今 後

業種別下請ガイドライン = 法令上の位置付けなし



【親事業者・下請事業者】

業種別下請ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。

【親事業者】

マニュアルや社内ルールを整備し、下請ガイドラインの内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。

自主行動計画 = 法令上の位置付けなし



【業界団体等】

個々の取引適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引適正化を図るため、下請ガイドラインに基づく過活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努める。

【親事業者】

業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努める。

10. 新たな手形に関する通達

● 昨年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出した(昭和41年以来、50年ぶり)。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載している。

新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ② 手形等による場合は、<u>割引料を下請事業者に負担させることがないよう、</u>下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日(繊維業においては90日)を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。



親事業者のうち<u>大企業から率先</u> して取り組んでいただきます!

※今後、政府が数年間かけて改善状況 を調査します。

11. 自主行動計画に関する動き

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値 向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請。
- 自動車業界をはじめとして、<mark>8業種21団体</mark>が計画を策定し、公表。(平成29年3月末時点)

業種	団体名	3月7日に委員会決定。
自動車	日本自動車工業会日本自動車部品工業会	その後、各団体理事会等 での承認を経て、3月3 0日にセンターHPで公
素形材	素形材センター等 計9団体	<u></u>
建設機械	日本建設機械工業会	
繊維 (2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議	会
電機•情報通信機器	電子情報技術産業協会 (JEITA) ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMIA) 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) 日本電機工業会 (JEMA)	
情報サーヒ゛ス・ソフトウェア	情報サービス産業協会	
トラック運送業	全日本トラック協会	
建設業	日本建設業連合会	2

素形材産業における自主行動計画の概要①

	_
項目	主 な 実 施 事 項
I. 1. 価格決定方法 の改善・適正化	 ✓ 原価低減要請に際し、その根拠が明確にあること。 ✓ 原価低減要請が、下請中小企業振興法振興基準に記載された望ましくない事例に該当していないこと。 ✓ 原価低減活動の効果を取引価格に反映する際、下請事業社の寄与度を踏まえて価格決定さえていること。 ✓ 労務費の上昇があった場合の取引価格の見直し要請に対し、十分に協議が行われていること。 ✓ その他材料費等の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際に、十分な協議が行われ、取引対価の見直しの検討がなされていること。
2. 型管理等のコスト負担の改善	 ✓ 保管費用の負担、保管義務期間、型等の返却・廃棄の基準や申請方法等について、一般的なルールやマニュアルを取引先と共有。 ✓ 量産品については、生産期間や生産数量を可能な範囲で速やかに共有。 ✓ 旧型の補給部品等については、親事業者の一括生産・買い取り/再生産等の制度・運用ルールについて、整備し共有。 ✓ 型保管費用については、親事業者の事情により保管が求められている場合、費用は親事業者が負担。下請法運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」が行われていないこと。
3. 支払条件の改善	 ✓ 現金払とすべく現金払比率の改善に努めること。 ✓ 手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることがないよう、下請代金の額について割引料等を勘案した協議がなされていること。 ✓ 下請代金の手形サイトが、将来的に60日を目標として改善に努める。

素形材産業における自主行動計画の概要②

主な実施事項
✓ 「素形材産業取引ガイドライン」で掲げられている問題視されやすい行為について、取引先と十分に協議する。
✓ 生産性の向上に関する課題の解決にむけて、取引先が開催する面談、事業所や工場の訪問、研究会に積極的に参加していく。✓ 自社がサプライチェーンの一員であることを意識し、必要に応じて、事業承継計画の策定等により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。
✓ 運用基準、振興基準等の見直しを踏まえ、社内マニュアルやテキストの整備、 見直しを行っていく。✓ 社内において勉強会等を実施し、素形材センター等が実施する講習会等を活 用し、ガイドライン等への理解を深める。
 ✓ 適正取引に向けた重点3項目(合理的な価格決定、型管理の適正化、下請代金支払の適正化)をサプライチェーン全体に浸透させるため、自ら説明会や素形材センターや工業会が実施するセミナー等への参画を通じ、周知徹底を図る ✓ 適正取引の推進に向けたベストプラクティスの共有を引き続き進めていく。 ✓ 工業会等は、経済産業省、素形材センター等と連携して、素形材産業技術賞表彰、各種技術講演会等の実施により、素形材企業の生産性向上に取り組む。 ✓ 定期的なフォローアップの実施に当たり、素形材企業が取引先と協働で実施している付加価値向上に向けた取組事例(ベストプラクティス)を収集し、共有を進める。
✓ 素形材センターや各工業会は、経済産業省と連携して会員各社へのアンケート調査、他団体との対話等を通じ、定期的にフォローアップを行い、会員各社に周知する。 など

【参考】日本自動車工業会 自主行動計画の概要①

項目	主な実施事項
前文	・「適正取引推進宣言」 調達5原則を遵守する。(①開かれた公正・公平な取引、②調達先と一体と なった競争力強化、③取引先との共存共栄、④原価低減等における課題・目標 の共有と成果シェア、⑤相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保)
I .1.合理的な価格 決定	 ・下請事業者に具体的な原価低減要請を行う際は根拠を明確にし、十分協議を行う。合理性を確保するため、文書や記録を残さずに行う要請、口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠を丸投げするような要請、原価低減要請に応じることが発注継続の前提となるような要請などは行わないことを徹底する。 ・取引先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映することは行わないことを徹底する。 ・労務費上昇に伴う取引価格見直し要請があった場合には、協議を行う。特に人手不足や最低賃金の引上げがあれば、その影響を加味し、十分協議した上で取引対価を決定する。
2.型管理の適正化	・保管費用の負担、保管義務期間、返却や廃棄の基準等の一般的なルールやマニュアルを整備する。 ・親事業者の事情により保管を求める場合には、必要な費用を負担する。下請 法運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」は行わないことを徹 底する。

【参考】日本自動車工業会 自主行動計画の概要②

項目	主な実施事項
3.下請代金支払の 適正化	 できる限り現金払いとすべく現金化比率の改善に努める。 手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、下請事業者の負担とすることがないよう、割引料等を勘案して下請代金の額を十分に協議して決定する。 手形サイトは、将来的に60日を目標として改善に努める。
Ⅱ.下請ガイドラインの 遵守	・自動車産業適正取引ガイドラインで掲げる問題視されやすい行為について、下請 事業者と十分に協議して対応する。
Ⅲ.取引先支援活動の 推進(ティア2以降 にも展開)	・取引先の生産性向上に関する課題の解決に向けて、事業所や工場の訪問、研究会の開催、専門性の高い人材を派遣等に努める。・取引先を通じてティア2から事業活動のサポート要請があった場合は、取引先と協力してサポートする。
Ⅳ.教育・人材育成の 推進	・基準改正を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備、見直しを行う。 ・社内及び連結子会社を対象に、コンプライアンス自主点検を実施。
V.普及啓発活動の推 進	 ・ティア1への周知徹底を図るとともに、ティア2以降への展開を働きかける。 ・ティア3以降にもセミナーの参加対象を拡大。開催地域や頻度を拡大する。 ・型保管について、ベストプラクティス等を参考にモデルとなる内容を整理する。
VI.定期的なフォローアッ プ	・自工会は、中小企業庁/経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの 指針を踏まえ、自主行動計画を毎年フォローアップすることにより、実施状況を 評価し、PDCAサイクルにより会員各社の調達を改善していく。

12. 下請ガイドライン

- 平成28年12月の関連する基準、通達の改正を踏まえて、下請ガイドラインを改訂。
- 新たに食品製造業・小売業(豆腐・油揚製造業)も策定し、合計17業種に。

1. 下請ガイドラインとは?

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図 るため、業種の特性に応じて下請法等の具体的な解説を行うと ともに、望ましい取引事例を示している。

2. 下請ガイドラインを改訂!

基準改正等を踏まえ、合理性を確保した原価低減活動、労 務費上昇分の取引対価への反映、現金払いの原則(手形使 用時はサイトを短縮)等の内容を反映。

く既存の下請ガイドライン策定業種:16業種>

素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、 広告、建材・住宅設備産業、金属(旧:鉄鋼)、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション 制作【経済産業省】建設業、トラック運送業【国土交通省】、放送コンテンツ【総務省】

3. 新たな下請ガイドライン(食品関係で初!)

新たに「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン~ 豆腐・油揚製造業~」【農林水産省】を策定。問題となり得る 事例と望ましい取引実例11項目を掲載。

<食品製造業ガイドラインの例>

派遣、役務の提供

<問題となり得る事例>

○ 小売業者の要請で、特売期間中の店 舗での商品陳列のため従業員を派遣した が、派遣費用の支払いがなかった。





<望ましい取引実例>

小売業者が要請を行う際、派遣費用の 支払いはもとより、曜日の選択など要請を 受けられるか十分協議の上で決定。

このほか、包材の費用負担、合理的な根拠の ない価格決定、物の購入強制等について例示。

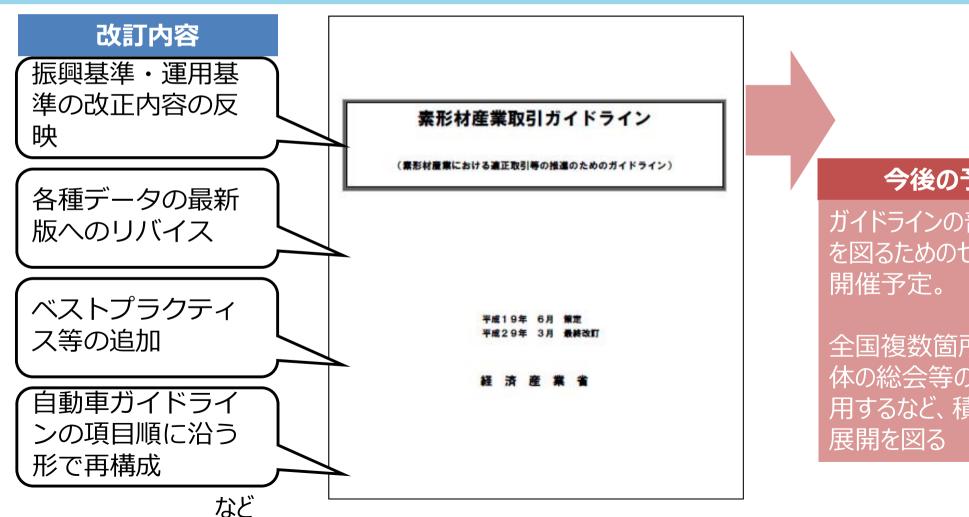
また、ガイドラインについて事例 回流が回 をわかりやすく解説した動画を 公開。(→QRコード参照)



下請ガイドラインは、中小企業庁のホームページ(<u>http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm</u>)

素形材産業取引ガイドライン改訂の動き

- 昨年1月に、有識者・専門家及び素形材センター含む9団体の業界委員から構成され る策定委員会を発足し、改訂内容を審議
- 3月22日の最終委員会で決定し、その後各種調整を経て、4月13日に経産省H Pにて公表



今後の予定

ガイドラインの普及啓発 を図るためのセミナーを

全国複数箇所+各団 体の総会等の場を活 用するなど、積極的な

13. 今後のフォローアップ体制

● 今後、基準や通達の改正、自主行動計画に基づく取組の浸透状況を確認していく。

項目	今後の対応
(1)下請代金法の重点的な執行	✓ 基準改正を踏まえて <u>重点的に執行</u> (年間20万件以上の書 面調査、約1,000件の立入検査)。
(2) 継続的・定点的な調査 *平成3年から継続的に、振興基準に基づく取 組に関するアンケート調査(約2万社対象)を 実施。	✓ 現金払い比率、手形サイト等について、対策前と比較して改善状況を確認。✓ また、労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担など、新規項目も調査対象に追加。
(3) <u>下請Gメンの配置</u>	✓ 全国に80名の取引調査員(下請Gメン)を配置。✓ 年間2,000件以上の下請企業ヒアリングを実施することを目指す。
(4)行動計画への <u>フィードバック</u>	✓ ヒアリング等で <u>問題事案を把握した場合</u> には、 <u>必要に応じ個</u> <u>社又は業界団体にフィードバック</u> し、自主行動計画の <u>実行の</u> <u>徹底、改訂などを要請</u> 。
(5)業界側のフォローアップ(業界サイド)	✓ 各団体の会員企業に対するアンケート調査等で定期的に フォローアップし、PDCAサイクルを回す。
(6)下請ガイドラインのフォローアップ研究会*自動車取引適正研究会など	✓ 定期的に、下請ガイドラインの浸透や自主行動計画に基づく 取組を検証。

【参考】下請Gメンの配置

● 新たに、取引調査員(下請Gメン)を配置して、年間2,000件以上の下請中小企業 を訪問する。その声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図る。





行動計画の策定、実行

発注者 (業界団体、大企業など)



協議、 条件見直し



受注者 (下請等の中小企業など)



中小企業庁

浸透・徹底

-]調達責任者への取組状況の確認
-]課題事例の情報提供
- □下請法の執行(立入検査等)



ヒアリング調査

- 全国に取引調査員を配置
- |年間2,000件以上の訪問調査を実施

(視点) 発注者の社内での末端までの浸透状況

三次四次下請まで含めた受注側への浸透状況等

□匿名性を確保した上で、情報を活用

14. 働き方改革について①

- 本年3月28日、働き方改革実現会議が「働き方改革実行計画」を策定。
- 短納期発注等の中小企業の働き方改革に支障をきたすような行為については、下請代金法運用基準や通報制度において対策を講じている。

下請代金法運用基準

※平成28年12月14日付 公正取引委員会事務総長通達により追加

5-7 短納期発注による買いたたき

(2) 親事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している下請事業者に対し、<u>見</u> 積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により 通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

通報制度

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第24条(賃金の支払)等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請法第4条違反のおそれのある事案(「下請たたき」のおそれのある事案)を把握した場合に、厚生労働省から公正取引委員会又は経済産業省に当該事案を通報する制度を運用してきた。

「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、この制度を拡充し、長時間労働(労働基準法第32条等の違反)の背景に、親事業者による下請代金法第4条違反のおそれのある事案等についても、通報制度の対象とした。

14. 働き方改革について②

- ○働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋
- 3. 賃金引上げと労働生産性向上
 - (1)企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請けGメン(取引調査員)による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、ITの活用等による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。特にトラック運送事業においては、事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定するとともに、関係省庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

【参考】取引条件改善に関する安倍内閣総理大臣ご発言

- 引き続き、政府を挙げて、取引条件の改善に向けて取り組む方針としている。
- ○安倍内閣総理大臣所信表明演説 抜粋(第193回国会、平成29年1月20日)

先月、<u>50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました</u>。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた<u>手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則</u>とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、<u>下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定</u>しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。

○経済三団体共催 2017年新年祝賀パーティー(平成29年1月5日)における安倍総 理大臣 挨拶(抜粋)

今年もぜひ、少なくとも昨年並みの水準の賃上げ、我が国として4年連続のベアの実施をお願いしたい。物価の上昇に後れを取らないような賃上げがあってこそ、しっかりとデフレから脱却して、持続的に経済を力強く成長させていくという道に進んでいくことができると思っています。

あわせて、**みなさまの直接の取引先を越えて、下請等の取引条件が改善していくよう、指 導力を発揮していただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。** みなさまの御協力を 得て、デフレからの脱却をしっかりと果たしていく決意であります。

【参考】価格交渉サポート事業

• 価格交渉ノウハウを普及するとともに、きめ細かい個別相談(専門家派遣)を実施。

事業	内容
(1)価格交渉ハンドブック、 事例集	16万部を印刷し、全国に周知。
(2)価格交渉サポートセミナー(受講料無料)	全国で約100回のセミナーを実施。団体や組合等への講師派遣も実施。 *28年度は157回。5、119名が参加。 85%が「役に立った」と回答。
(3)個別相談(3回まで無償で専門家を派遣)	下請等の中小企業のご希望に応じ、 専門家が訪問して個別相談を実施。 *28年度は67社、116回実施。
相談事例1. 小ロット化した 製品の価格交渉	対象製品リストの作成等を支援。
相談事例2. 金型保管の有 償化交渉	保管金型リストの作成、交渉の優先順 位、合理的根拠資料の作成等を支援。



、法令違反となる可能性があります!

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管 <u>させるなど、受注者の利益を不当に害する</u>ことは、下請法や独占禁止法に違反するおそれ があります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☑ 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか
- ☑ 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- ☑ 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。 応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担 していますか。

こんな取引を目指しませんか?

- ●金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用 負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- ●親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

〈本件に関する問い合わせ先〉中小企業庁 下請かけこみ寺 ○ 0120-418-618



(1)の請求(送料負担)

(2)、(3)のお申し込みは 価格交渉サポート

中小企業庁広報冊子のご請求について

電話:0120-735-888(全国中小企業取引振興協会)

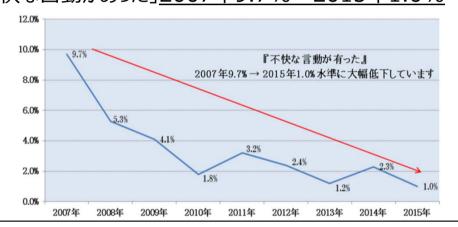
【参考】親事業者の取組(好事例)

● 親事業者の取組のうち、好事例を紹介している。

○(株)ファンケル

FANCL

毎年、購買担当者に対する取引先アンケートを実施。 商談時の言動や態度に関する取引先の評価は年々向上。 「不快な言動があった | 2007年9.7%→2015年1.0%



○矢崎総業(株)

依存度の高い下請事業者には、矢崎と共同開発した技術を活かし、他社との取引を奨励するなど、自立化を支援である。



出所:平成28年度下請取引適正化推進シンポジウム資料より抜粋

上記の取組の他、大企業ヒアリング等でも以下のような取組が見受けられた。

- 全ての製品につき、型番毎に原材料費の内訳とその変動要因やカイゼン余地の有無、増産メリット・減産リスク等の分析を行ったものをDB化し、これをもとにサプライヤーと一緒に協議して原価低減活動を行っている。
- ▶ 主要取引先以外の相手であっても、<u>訪問ルールを決めて、現場を訪ねる</u>ようにしている。
- ▶ ガイドラインを踏まえた社内マニュアルの作成や改訂、社内教育を行うとともに、<u>調達方針説明会等の場でも取引先と一緒にGL勉強会などを行ってきた結果、みな「もの言う手強い下請」となり、健全な関係が構築</u>できている。